

社会福祉法人桜井市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対して支給する報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 本会が規定する委員会の委員
- (3) 会長が報酬等の必要を認めた者

(報酬等)

第3条 役員等が本会の業務のため会議に出席したとき又は出張したときに支給する。

(報酬等の種類)

第4条 役員等が市外に出張した場合には、報酬等として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の計算は、本会職員旅費規程に定めるところによる。

ただし、日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

区 分	日 当	宿 泊 料
役 員 等	2,000 円	14,000 円

(会議の報酬等)

第5条 次の会議に出席した役員等に、1回（半日）につき1,000円の定額を支給する。

- (1) 役員会
- (2) 理事会、評議員会
- (3) 監事会
- (4) 本会が規定する委員会
- (5) その他特に会長が認めた会議及び研修会

(支給制限)

第6条 役員等が桜井市の常勤の特別職、議会の議員又は一般職の職員である場合は、報酬等を支給しない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。